

## 令和5年 第5回

### 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年5月12日（金）午後2時00分  
場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

#### 出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	×	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

#### 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 原尻 雄一  
係 員 武生 駿佑 柴谷 孝俊  
農業振興課 甲斐 久満

#### 議事録署名委員の指名

3番 後藤 綾子      4番 木村 滋一朗

#### 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意契約の通知について
- (3) 報告第12号 農地所有適格法人の要件審査について

#### 議 事

- (1) 議案第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- (3) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第32号 現況証明（非農地証明）について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	<p>みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)</p> <p>皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。</p> <p>それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。</p> <p>開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。</p> <p>また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。</p> <p>それでは、ただいまから令和5年第5回豊後大野市農業委員会を開会いたします。</p> <p>(とき：午後2時05分)</p>
-----	--

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	<p>日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。</p> <p>3番：後藤綾子委員、4番：木村滋一朗委員をお願いします。</p>
-----	--

### (3) 報告事項

議 長	<p>日程3の報告事項に入ります。</p> <p>まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第4回定例総会から本日の令和5年第5回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。</p> <p>その中から、※のついた1点について、下段に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。</p> <p>(資料1を朗読)</p>
議 長	<p>私からの報告は以上です。</p> <p>続いて、「報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議 長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第12号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から12番までの12案件について朗読)</p>
議 長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>はい、6番委員。</p>
6番委員	<p>6番の渡邊です。9番の法人についてですが、私の地元で法人を立ち上げて10年程経つと思いますが、オリーブ油の搾取機等も設備としてしっかりあるそうです。経営農地の管理もしっかりされているようですけれども、今回は十分な審査が必要とのことでしたので、従業員はどれくらいいるのかなとか、単純な質問ですけど法人の内容が気になりました。</p>
議 長	<p>はい、12番委員。</p>
12番委員	<p>私も同様の質問をさせていただこうと思っていたのですが、農地所有適格法人の要件の中に売上を審査するところがあると思います。経営地の現況はオリーブの収穫ができるような状況ではないと思うので、収入が無いのに農地所有適格法人としての資格があるのかという点で、今回どういう判断をしたのかを聞かせていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。農地所有適格法人の要件ですが、まず組織形態として、株式会社や合同会社などの組織の形態についての要件、次に事業要件として、農業の他に収入がある場合、農業の売上が全体の事業売上の過半を越えていること、そして、議決権要件として、農業関係者の議決権数が構成員の過半数以上であること、また役員要件として、役員についても農業に常時従事するものが過半数以上であることの4要件があります。</p> <p>売上金額については事業要件に適合していませんが、事務局でも協議の上、オリーブの場合、作付けをしてから3年から5年程経過しないと油が採れないという事情も鑑みております。また、6番委員の言われたのは緒方で営農している分だと思っておりますが、適格法人として農地を取得したいと相談のあった農地は三重と緒方の一部の農地で、そこは昨年からは作付けを始めているところであります。引き続き、状況を注視しながら、指導等も含めて来年度の報告に対し審査を継続していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、11番委員。</p>
11番委員	<p>いつも農地委員会で内容については協議をしているところです。しかし、なかなか適合しないという判断をすぐに下すのは難しいという思いもあります。今回9番の法人に</p>

議 長	<p>関しては、出来る限り実情に添うかたちで適合するよう尽力してもらいたいと思っております。今後の報告書や事業内容によって指導を行っていくということで農地委員会では協議のあったところです。</p> <p>よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議 長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは議案第29号の説明をさせていただきます。1ページの議案第29号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和5年5月12日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和5年5月15日公告予定分を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第29号の案件につきましては、15番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番：工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>(15番委員 退室)</p>
14番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第29号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、4番委員。</p>
4番委員	<p>最近の集積計画をみると、■■■■さんがよく出てくると思いますが、これについての利益相反について、事務局ではどう考えているか伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>売上等の利益、またそれを優先的に引き受けるようなことがあるのではということかと存じますが、そこまでのことは把握できておりません。ただ、ここにいらっしゃるみなさまも特別職の地方公務員でありますので立場は同じかと存じますが、優先的に利益を得るということはないと思っております。</p>
11番委員	<p>規模や範囲にもよるのかとも思いますが、役職を兼務したり、農業委員の職をしながら他の仕事をしていいかという点で、それが条例の中で認められているのであれば問題はないと思います。</p>

4 番委員	<p>法的な問題はないと思いますが、事務局としての考え方を尋ねたいということです。組織を代表される方が優先的に情報を得るということで、今何か問題が起きているからということではなく、そういったことが起きかねないということも事務局には理解・認識しておいていただきたいということでもありますので、今後の審査の上で含んでおいていただけたらということです。</p> <p>以上です。</p>
14 番委員	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14 番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14 番委員	<p>挙手全員により、「議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>15 番委員の入室を認めます。</p> <p>(15 番委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、「議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>引続き、同じ冊子の 17 ページ目をご覧ください。議案第 30 号でございます。</p> <p>今回、中間管理機構の貸借地にて配分替え等がございます。配分替えの計画につきましては、別の議案として提出いたしております。</p> <p>農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和 5 年 5 月 12 日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用集積等促進計画（案）を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 30 号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「問</p>

	<p>題ない」といたします。</p> <p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後2時54分)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後2時55分)</p>
議 長	<p>次に「議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページ、あわせて概要書の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号11番までの11案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号11番までの11案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番及び番号2番の2案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします</p>
3番委員	<p>三重の後藤綾子です。5月2日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、県外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和5年2月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に近い農地で利便性が良いことから贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■から譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、成年被後見人で市外に居住しており、令和4年6月に申請地のあっせんの申出をしていました。譲受人は、農業経営規模の拡大を考えていたところ、農地利用最適化推進委員より申請地を紹介され、利便性も良いことから売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p>
議 長	<p>次に、番号3番及び番号4番の2案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。5月2日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが、市外に居住しており管理が難しいことから、これまで譲受人に管理をお願いしていました。今回、譲渡人から、譲受人に申請地を譲りたいと相談したところ、譲受人も経営地に近く利便性も良いことから贈与で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしているこ</p>

	<p>とから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は農業をしておらず、申請地の管理が難しいことから、これまで譲受人に管理をお願いしていました。今回、譲渡人から、譲受人に申請地を譲りたいと相談したところ、譲受人も経営地に近く利便性も良いことから売買で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>次に、番号5番から番号7番までの3案件を2番：麻生祐三子委員をお願いいたします。</p> <p>緒方の麻生祐三子です。5月1日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが、本人は営農をしないので管理に苦慮していました。譲受人は申請地付近で営農する農家で、現在、申請地は譲受人が管理をしています。今回、譲渡人から話があり、登記名義の変更のため贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号6番の案件についてですが、貸人■■■■さんから、借人■■■■さんへの使用貸借による権利設定についてであります。</p> <p>貸人は、近隣で営農する農家ですが、高齢で体調を崩しており、農地の管理に苦慮していました。借人は貸人の従弟にあたり、以前より農業経営を拡大したいと思っていたところ、この度貸人より作ってくれないかと相談があり、使用貸借で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号7番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが、本人は営農をしないので管理に苦慮していました。譲受人は、空き家バンク制度を利用し農地付物件の購入を検討していたところ、不動産会社を通して申請地を紹介されました。申請地は宅地の近隣で利便性も良いことから、今回、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>14 番委員</p>	<p>次に、番号8番及び番号9番の2案件を14番：工藤妙子委員をお願いいたします。</p> <p>大野の工藤です。5月1日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は農地を相続しましたが、高齢で営農もできず市外に住む娘の家に居住しているため、申請地の管理は譲受人に依頼していました。2年前に譲渡人から申請地を譲り渡したいと相談されましたが、営農当初であったため取得を躊躇していましたが、現在は安定してきたため改めて相談したところ贈与で話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしているこ</p>

<p>議 長</p>	<p>とから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号9番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人の主な仕事は建設業ですが、父の農業の手伝いをしています。当初は、申請地と隣接地に農業用倉庫を建設する予定でしたが、隣接地の取得が出来ず建設を中止したことに伴い、改めて申請地を耕作目的で取得したいと譲渡人に相談したところ、売買で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>次に、番号10番及び番号11番の2案件を11番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。</p>
<p>11番委員</p>	<p>千歳の廣瀬英雄です。5月1日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号10番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は申請地付近で営農している農家です。譲渡人と譲受人の双方で農地を贈与する契約が成立していたものの、登記名義が変更されていないままであったため今回申請に至ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号11番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>申請理由は、10番の案件と同じです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第31号の番号1番から番号11番までの11案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、3番委員。</p>
<p>3番委員</p>	<p>9番の案件の申請理由について、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人の職種は建設業なのですが、父親の農業の手伝いもしているということであり、今回の申請地に隣接する別の所有者の農地と一緒に、申請地にまたがるかたちで農業用倉庫を建設する予定での取得を当初は考えていたようですが、その計画が上手く進まなかったということで、一方の農地のみを耕作目的での取得というかたちで改めて申請したということであり、今回は田として使うということで、農業用倉庫を建てるためということではありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p> <p>はい、5番委員。</p>
<p>5番委員</p>	<p>1番、6番、9番の案件において、従事日数とは農業の従事日数ということでもいいですね。農家台帳上は経営面積が0なので、どこで農業をされているのかなと思ったのですが、教えていただけますでしょうか。この3案件に関しては、これからの計画ということでよいのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この方々においては、新規で農地を取得するにあたって営農計画書を提出していただくのですが、その計画書の日数を従事日数として記載させていただいているということ</p>



	であります。
議 長	他にありませんでしょうか。 はい、14 番委員。
14 番委員	6 番の案件なのですが、経営面積に対して所有されてる農機具が数多くあり、農業経営を拡大ということで雇用される方もいらっしゃるということですが、どのような農業経営を考えておられるのかなと思ひまして、その辺りのことを伺いたしたいと思います。
事務局	6 番案件につきましては、貸人が以前より耕作をしていた農地の経営が難しくなったということなのですが、一緒について回って機械の使用方法等も教えていくというふう聞いております。また、担当地区の推進委員より、水回り等の確認も出来ておりますので、問題ないという判断をしました。機械につきましては、貸人所有のものです。
12 番委員	いいのでしょうか。このことは地区審査会でも協議のあったところですが。当該申請地は水回りの管理が時間制なので、夜中に対応が求められるようなこともある際に、居住地から時間をかけてくることができるとか等、近隣の方は心配したそうです。しかし、本人同士でしっかり話し合いが出来ているとのことでしたので、地区審査会では問題ないとしたということです。
議 長	よろしいでしょうか。他にありませんか。  [ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 31 号の番号 1 番から番号 11 番までの 11 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。 これから採決します。議案第 31 号の番号 1 番から番号 11 番までの 11 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により「議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 11 番までの 11 案件については、原案のとおり決定されました。 次に、「議案第 32 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページ、概要書の 12 ページ、図面の 1 ページをお開きください。  (議案書のとおり番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)
議 長	事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 10 番：工藤幸市委員にお願いいたします。
10 番委員	三重の工藤幸市です。5 月 2 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号 1 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。 申請地は、狭小で傾斜があり耕作に不向きだったことから 20 年以上耕作しておらず、

	<p>今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号2番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せず植林を行った農地ですが、植林後20年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号3番の1案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>
8番委員	<p>朝地の小野伊八郎です。5月2日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、所有者■■■■■さんの、非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、耕作に不向きな農地だったため亡父が耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号4番の1案件を11番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。</p>
11番委員	<p>千歳の廣瀬英雄です。5月1日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者■■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、耕作をしていた亡父が体調を崩し耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みがないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第32号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>審査報告は、議案第 32 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 32 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>挙手全員により「議案第 32 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>これをもちまして、令和 5 年第 5 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 3 時 28 分)</p>
----------------------	---

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 3 番委員 後藤 綾子

〃 4 番委員 木村 滋一朗

